

乙第22号証

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成15年12月4日（平成15年（行情）諮問第848号・849号）

答申日：平成16年3月23日（平成15年度（行情）答申第717号・718号）

事件名：特定労働組合における特定団体活動家による特定事件被疑者一覧表等の不開示決定に関する件
特定団体活動拠点の概要と押収品の分析結果等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働組合における特定団体活動家らによる組合脱退・退職強要事件被疑者一覧表」（以下「被疑者一覧表」という。）、「特定団体非公然アジトの概要と押収品の分析結果」（以下「分析結果」という。）並びに文書名を明らかにしていない文書A、文書B、文書C及び文書D（以下併せて「本件対象文書」という。）につき、全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく「2002年11月6日に開催された衆議院内閣委員会及び同年12月4日に開催された衆議院国土交通委員会において、警察庁警備局長が政府参考人として「平成8年以降、特定団体の非公然アジト13か所を摘発し、これらのアジトから押収した資料を分析した結果、特定労働組に特定団体が相当浸透しているとの実態を解明した」、「平成14年11月1日に警視庁公安部が特定労働組の幹部7名を強要容疑で逮捕した事件につき、逮捕された特定労働組の組合員の中に特定団体の活動家がいる」という趣旨の答弁を行っているが、当該答弁を行うための根拠として使用された資料一式」及び「警察庁発行の「平成12年警備情勢を顧みて一回顧と展望」（焦点 警察庁 第263号）に掲載されている「組織の維持・拡大を図るため労働組等支持基盤への介入を強める過激派 1党派色を鮮明にして特定労働組問題に積極的に介入した特定団体」と題する記事（20頁）において、「特定労働組内に相当浸透している同団体組織・活動家に混乱を来し、特定労働組運動への同派の影響力が低下するとの危機感があった」（21頁中段16行目）という記述を始めとし、特定団体が特定労働組内に相当浸透していることを前提とする内容となっているが、このような内容の記事を掲載するに当たりその真実性の根拠として使用された資料一式」の開示請求に対し、平成15年8月7日付け平15警察庁甲情公発第64-1号及び同日付け同第65-1号により警察庁長官が行った各不開示決定（以下、前者を「64-1号決定」、後者を「65-1号決定」、両者を併せて「本件決定」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書の記載によれば、異議申立人の主張は以下のとおりである。

(1) 本件対象文書の内容と公益性

安全で安定した鉄道輸送を確保するという意味で公益性の高い立場にある特定労働組と特定団体との関係は、社会の重大関心事と言える。したがって、本件対象文書の公益性は高い。

(2) 法5条1号該当性について

諮問庁が個人識別情報として法5条1号の不開示情報に該当するとした本件対象文書に記載の情報は、個人に関する情報であると同時に、特定団体活動家による組合脱退・退職強要事件として報道されている情報でもあるため、そのような観点からの検討も必要になる。

実際に、当該事件そのものの内容・経緯等の詳細については、警察等の関係当局から事実関係が公表されるとともに、新聞等においても報道されており、さらには、衆議院内閣委員会及び衆議院国土交通委員会等において重大事件として取り扱われ、公の場で警察庁警備局長により答弁が行われているものである。

したがって、本件対象文書に記載の情報は、法5条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に該当し、同号の不開示情報には該当しない。

(3) 法5条4号該当性について

ア 「他2件の文書」の文書名について

諮問庁は、「他2件の文書」については、文書名にも法5条4号に該当する不開示情報が含まれていることから、文書名を明らかにしない旨主張する。

この点、法5条4号は、犯罪の予防等刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持のための条項であり、法の基本精神から考えると、不開示にするには、刑事法の執行に具体的な支障が生じる場合でなくてはならず、そのような合理的な理由もなく、本件対象文書を不開示にすることは許されない。

しかし、「他2件の文書」の文書名すべてが、公にすることに公共の安全と秩序の維持に具体的な支障が生じるなどということは、通常考えられない。しかも、諮問庁の理由説明書においては、「文書名にも法

5条4号に該当する不開示情報が含まれていることから、文書名を明らかにしていない」という判断結果のみが記載され、どのような合理的な理由に基づいて、具体的にどのような支障が生じるのかさえ明らかにされていない。

したがって、このような不開示決定が認められるとすると、法の基本的な精神、特に情報公開審査会や不服申立ての制度を設けた趣旨を著しく没却することになると言わざるを得ない。更に付言すると、諮問庁が本件対象文書として特定しているのだから、開示請求者にとって特定が十分でなくてもよいとする諮問庁の主張は、法の趣旨及び開示請求者の立場を非常に軽視するものであり、反論する必要さえないものと言える。

以上より、「他2件の文書」について、その内容、不開示情報に該当する理由、公にすることにより具体的に生じる支障等に関して全く明らかにしていないにもかかわらず、文書名すべてに法5条4号に該当する不開示情報が含まれていることから、文書名を明らかにしないと諮問庁の主張は、到底認めることではできない。

イ 「被疑者一覧表」以外の本件対象文書について

諮問庁は、「被疑者一覧表」以外の本件対象文書、すなわち、「分析結果」及び「他2件の文書」に記載された情報について、「今後の警察の情報収集活動や捜査等に支障を生じるおそれがあることから、法5条4号に該当する」と主張する。

しかしながら、「平成8年以降、特定団体の非公然アジト13か所を摘発し、これらのアジトから(資料を)押収した」という事実、及び「平成14年11月1日に警視庁公安部が特定労組の幹部7名を強要容疑で逮捕した」という事実は、社会の重大関心事として、既に警察等の関係当局から事実関係が公表され、また、新聞等においても報道されたことにより、公知の事実となっている。さらに、「特定労組に特定団体が相当浸透している」「逮捕された特定労組の組合員7名の中に特定団体の活動家がいる」とことは、前記の警察庁警備局長による答弁及び警察庁発行の「平成12年の警備情勢を顧みて一回顧と展望―」(焦点警察庁 第263号)などにより既に公のものとしてされている。そして、「分析結果」については、上記事実が既に公になっている以上、明らかに今後の警察の情報収集活動や捜査等に更なる支障を生じるおそれはないものと言えるし、「他2件の文書」についても、その内容が明らかではないが、当該文書の内容を特定労組に特定団体が相当浸透しているということの根拠となるものと考え、やはり、上記事実が既に公知となっている以上、明らかに今後の警察の情報収集活動や捜査等に更なる支障を生じるおそれはないものと言える。

よって、本件開示請求に基づき、既に公知となっている上記事実に関連する部分を開示しても、今後の警察の情報収集活動や捜査等に更なる支障を生じるおそれはない。

そもそも、法5条4号は、犯罪の予防等刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持のための条項であり、不開示にするには、刑事法の執行に具体的な支障が生じる場合でなくてはならない。そして、本件において、諮問庁は、支障を生じる理由として「警察の特定団体に対する情報収集の着眼点、情報収集能力、情報分析能力等が明らかとなり、特定団体等に防衛措置を採られるなど」といったことを挙げているが、このような漠然とした理由から「刑事法の執行に具体的な支障が生じる」とは到底認められない。特に本件対象文書に記載されているのは特定労組に特定団体が相当浸透していることを示す根拠であると思われるが、このような内容の記載された文書を公にただけで、直ちに「警察の特定団体に対する情報収集の着眼点、情報収集能力、情報分析能力等が明らかとなり、特定団体等に防衛措置を採られるなど、今後の警察の情報収集活動や捜査等に具体的な支障を生じるおそれがある」とことになるというのは、いかにも大げさであり、警察の能力を過小評価するものと言わざるを得ない。

したがって、本件開示請求に基づき、既に公知となっている上記事実に関連する部分を公開しても、今後の警察の情報収集活動や捜査等に具体的な支障を生じるおそれはなく、法5条4号の不開示情報には該当しない。

(4) 部分開示について

仮に、本件対象文書中に、法5条1号に該当する不開示情報が記載されていたとしても、法6条1項及び同条2項により、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、諮問庁は、当該部分を除いた部分開示をしなければならない。そして、法の精神から考えると、合理的・具体的に「個人の権利利益が害されるおそれ」の存否を判断しなければならない。そのような合理的・具体的な権利侵害のおそれもなく、本件対象文書すべてを不開示にすることは許されない。

この点、本件については、特定労組に特定団体が相当浸透していることを示す部分のみを公開することにより、「個人の権利利益が害されるおそれ」を十分に回避することが可能となると考えられる。

また、法5条4号に該当する不開示情報が記載されていたとしても、被疑者一覧表以外の本件対象文書のすべての記載が当該不開示情報に該当するとは考えがたい。したがって、諮問庁は、法6条1項により、本件対象文書に記載されている情報のうち、刑事法の執行に具体的な支障を生じると考えられる部分のみを除いた部分については開示しなければならない。そのような部分開示について全く検討もせず、本件対象文書をすべて不開示とすることは到底認められるものではない。

以上により、仮に、本件対象文書のうちに、法5条1号及び4号に該当する不開示情報が記載されていたとしても、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分は開示しなければならない。

(5) 諮問庁による特定労組の権利侵害の不当性

特定労組に特定団体が浸透しているとの主張を諮問庁が根拠を示すことなく繰り返すことは、憲法で保障された労働組合活動に対する不当な権利侵害である。根拠を示せないのであれば不当な権利侵害をやめるべきであるし、権利侵害を続けるのであれば根拠を示すべきである。このような意味からも本件対象文書を開示する公益性は高いと考える。

(6) 結論

以上により、本件不開示決定は、本件対象文書が法5条1号及び4号に該当しないにもかかわらず、該当するとしてなされた違法なものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し、諮問庁は本件対象文書として、64-1号決定において、被疑者一覧表、分析結果並びに文書A及び文書Bの計4件の行政文書を特定し、65-1号決定においては、分析結果並びに文書A及び文書Bとは作成時期の異なる文書C及び文書Dの計3件の文書を特定した。

諮問庁は、本件対象文書のうち、被疑者一覧表については法5条1号に該当する情報が、分析結果並びに文書A、文書B、文書C及び文書Dについては法5条1号及び4号に該当する情報がそれぞれ記載されているとして、いずれも不開示とする旨の決定をした。

なお、文書A、文書B、文書C及び文書Dについては、文書名にも法5条4号に該当する不開示情報が含まれていることから、文書名を明らかにせず64-1号決定及び65-1号決定に係る行政文書不開示決定通知書に「他2件の文書」と記載したものである。

2 法5条1号該当性

(1) 被疑者一覧表

被疑者一覧表には、当該事件で検挙した7名の被疑者の本籍、住所、氏名、生年月日が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当すると判断したものである。

(2) 被疑者一覧表以外の本件対象文書

これらの文書には、警察が、平成8年以降、摘発した特定団体非公然アジトから押収した資料の分析結果や、その分析により解明した事件など、これまでの警察活動を通じて解明した特定団体の実態に関する記載がある。その中には、特定団体活動家や関係者等の氏名、生年月日、活動状況等について記載された部分があり、これらの情報が、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であることから、法5条1号に該当すると判断したものである。

3 法5条4号該当性

被疑者一覧表以外の本件対象文書には、警察が、これまで情報収集、分析を行い、解明を進めてきた特定団体の組織実態に関する情報が全体にわたって記載されており、これらの情報については、公にすることにより、警察の特定団体に対する情報収集の着眼点、情報収集能力、情報分析能力等が明らかとなり、特定団体等に防衛措置を採られるなど、今後の警察の情報収集活動や捜査等に支障を生じるおそれがあることから、法5条4号に該当すると判断したものである。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、諮問庁が本件対象文書を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とした処分につき、同条1号及び4号の不開示事由に該当しないにもかかわらずなされた違法な処分である旨主張しているが、上記2及び3のとおり、本件対象文書には同条1号及び4号に該当する情報が記載されており、不開示事由に該当しないとする異議申立人の主張は失当である。

(2) 異議申立人は、文書A及び文書B並びに文書C及び文書Dにつき「他2件」では不開示決定された行政文書としての特定が十分ではないため不開示決定は違法である旨主張しているが、諮問庁は、本件対象文書として文書を特定しており、また、文書名に法5条4号の不開示情報が含まれているため文書名を明らかにしていないのであって、異議申立人の主張は失当である。

(3) 異議申立人は、特定労組に特定団体が相当浸透していることを諮問庁が根拠を明確に示すことなく国会答弁等において公表していることが、特定労組に対する不当な権利侵害であるとして、そのような権利侵害を行う以上、根拠の開示が必要である旨を主張するが、諮問庁は、確実な根拠に基づいて国会答弁等で公表しており、その根拠を開示できない理由は上記のとおりであることから、異議申立人の主張は失当である。

5 結論

以上のことから、本件決定は妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、併合の上、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成15年12月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月16日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成16年1月14日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤ 同月23日 審議
- ⑥ 同年2月17日 異議申立人及び補佐人からの口頭意見陳述の聴取
- ⑦ 同日 異議申立人から意見書を收受
- ⑧ 同月27日 本件対象文書の見分、諮問庁の職員(警察庁公安第一課理事官ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑨ 同年3月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

当審査会が本件対象文書を見分したところによれば、本件対象文書は、被疑者一覧表、分析結果、文書A及び文書C並びに文書B及び文書Dの4種類の文書から構成されていることが認められ、それぞれの記載内容は以下のとおりである。

被疑者一覧表は、平成14年11月1日に警視庁公安部に退職強要被疑事件で検挙された特定労組の幹部7名の名簿であり、本籍、住所、氏名及び生年月日について記載されている。

分析結果は、平成8年以降に警察が特定団体の非公然アジト等に対して実施した捜索により押収した資料等を分析した結果をまとめたものであり、これまで警察が解明した特定団体の特定労組内における組織実態、活動実態、財政実態等の特定労組内に特定団体が浸透している実態等に関する記載が認められる。

文書A、文書B、文書C及び文書Dは、諮問庁が、件名を明らかにするだけで法5条4号の不開示情報を明らかにしたこととなるとの理由から件名についても不開示とした文書であるが、その全面にわたり、特定団体と特定労組の関係を明らかにする情報が記載されたものである。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 被疑者一覧表について

上記1に記載のとおり、被疑者一覧表には、平成14年11月1日に警視庁公安部に退職強要被疑事件で検挙された特定労組の幹部7名の氏名、住所、生年月日等について記載されており、そのすべてが法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、このような個人識別情報について、同条1号ただし書イからハまでの該当性について判断する。

まず、法5条1号ただし書イ該当性について考えると、異議申立人は、被疑者一覧表に記載された者については、警察により報道発表がなされ、一部の被疑者につき、新聞等で「特定団体幹部である特定個人」等の実名入りの呼称により報道されていることから、同号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当する旨主張する。

しかしながら、特定事件被疑者検挙の際の被疑者名等の報道発表は、司法手続等に対する信頼を確保すること等の基本的な理念に基づき実施されているものである。その限度において、当該事件の被疑者等はプライバシーを開披されるなど一定の不利益を受けざるを得ないが、それを超えて、個人の名誉や信用に直接かかわる個人情報である事件被疑者として逮捕されたという事実がいかなる場面及びいかなる時点においても一般的に公表されるべきものであるとすることはできない。

また、当該事件検挙について被疑者名等の情報が新聞やテレビで報道され、そのことにより、当該情報が一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、本件開示請求の時点において公知の事実と言い得るか否かは疑問である上、当該情報は、警察の報道発表を踏まえたものであるにせよ、あくまでも報道機関がその取材に基づき独自に報道したものであり、警察においてその後警察白書等において被疑者の氏名等を公表している事実も一切認められないことから、そのことをもって、当該情報が「慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」に該当することとなると認めることはできない。さらに、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

また、被疑者一覧表に記載の内容は、すべてが特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分と認められることから、法6条2項の部分開示の対象とすることもできない。

以上のことから、被疑者一覧表については、法5条1号の不開示情報に該当し、諮問庁がその全部を不開示としたことは妥当である。

(2) 分析結果について

ア 法5条1号該当性

異議申立人は、国会答弁等で特定労組に特定団体が浸透していること等の諮問庁の把握する情報を公表しており、警察の情報収集能力、情報収集の着眼点その他分析結果を公にすることにより明らかになるような情報はすべて公知の事実であって、法5条1号又は4号の不開示情報に該当しない旨主張する。

しかしながら、分析結果には、特定労組内で活動する特定団体活動家の氏名や組織内での立場、特定団体の勢力拡大等を目的とした具体的な活動状況等が詳細に記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等の記述により特定の個人を識別することのできる情報に該当する。さらに、諮問庁が、国会答弁等で公表している事実等は、警察の情報収集の着眼点、情報収集能力等を明かすこととならないよう慎重に配慮して選定されたものであって、分析結果に記載された内容は、これとは性質を異にする詳細かつ個別具体的な情報であると認められることから、これらの情報が現に慣行として公にされていると言うことはできず、また、これを公にすべきとの法令の規定も慣行も存在しない。

以上のことから、これらの情報については、法5条1号ただし書きに該当せず、さらに、同号ただし書き又は八に該当すると認めるべき事情も存しないものと認められ、同号の不開示情報に該当するものと認められる。

イ 法5条4号該当性

上記ア記載のとおり、分析結果には、警察の情報収集能力、分析能力、着眼点等に関する情報について、国会答弁等の公表情報とは性質を異にする詳細かつ個別具体的な情報がその全面にわたって記載されており、これを公にすることにより、警察が、どの程度まで特定団体の実態を把握しているのか、捜索等の捜査活動においてどのような視点で資料を分析し、その分析をどのように活用するのか等の情報がすべて公になることにより、特定団体に対する情報収集活動、捜査活動に重大な支障を及ぼすことは明らかであり、公にすることにより犯罪の予防、鎮圧又は捜査、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある情報と認められ、法5条4号の不開示情報に該当するものと認められる。

なお、異議申立人は、そもそも法5条4号の不開示情報は、刑事法の執行に具体的な支障が生じる場合でなければ認められないとして、諮問庁の「警察の特定団体に対する情報収集の着眼点、情報収集能力、情報分析能力等が明らかとなり、特定団体等に防衛措置を採られるなど」という程度の理由説明では漠然としすぎていて、刑事法の執行に具体的な支障が生じるものとは認められず、同号該当性を認めることはできない旨主張する。

しかしながら、法5条4号の規定振りは、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある情報」であり、公共安全等に関する情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、行政機関の長の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断することが適当であるとしてこのような規定振りにされたものであり、異議申立人の主張するように、刑事法の執行に具体的な支障が生じる場合でなければ同号該当性が認められないとまでは言えない。

また、異議申立人は、開示請求の対象は「特定労組に特定団体が浸透していることの根拠」という特定労組内の活動状況等に係る情報であって、犯罪とはかかわりのない情報であり、法5条4号該当性を認めることはできない旨主張するが、法5条4号該当性の判断は、あくまで開示請求の対象文書として特定された文書に記載された情報の内容に即して行うものであって、本件対象文書に記載の情報は上記のとおり、全体として同号に該当するものと認められることから、異議申立人の主張を採用することはできない。

ウ 部分開示の可否

異議申立人は、たとえ分析結果の記載内容が法5条1号又は4号の不開示情報に該当するとしても、そのすべてが不開示情報であることは考えられず、例えば、同条1号の個人に関する情報については、特定の個人を識別することのできることとなる記述部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがない情報があれば部分開示はできるはずである旨主張する。

しかしながら、分析結果においては、法5条1号の不開示情報であって、特定個人を識別することができることとなる記述等の部分とそれ以外の部分、さらには、同条4号の不開示情報が重畳的に一体として区分し難い状態で記載されている状況が認められることから、法6条にいう「不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき」に該当しないことは明らかであり、部分開示をすることはできないものと認められる。

エ 結論

以上のことから、分析結果について、諮問庁が、全体として法5条1号及び4号の不開示情報に該当し、かつ、部分開示をすることはできないものとして全部を不開示としたことは妥当である。

(3) 文書A、文書B、文書C及び文書Dについて

当審査会において文書A、文書B、文書C及び文書Dを見分したところ、当該文書は、特定労組内に特定団体の活動家が浸透している状況を端的かつ具体的に示す文書であり、特定労組内で活動する特定団体活動家の氏名等の個人に関する情報及び警察の情報収集能力、情報分析能力等に関する情報が記載されているものと認められる。

異議申立人は、当該文書の件名について、刑事法の執行にどのような具体的な支障が生じるのか明らかにならないような漠然とした理由により件名すら不開示にすることは法の趣旨を没却する旨主張する。

しかしながら、当該文書の件名には、秘匿されるべき警察の情報収集の着眼点及び能力を明らかにすることとなる内容が含まれていることから、これらを公にすることにより、情報収集活動等の対象団体から防衛措置を採られることとなるなど今後の警察の情報収集活動等に支障を生じるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由のある情報と認められる。

次に、文書A、文書B、文書C及び文書Dの記載内容のうち、特定労組内で活動する特定団体活動家の氏名等の個人に関する情報については、一体として個人を識別することができることとなる記述の部分に該当し、これを公にすべきとの法令の規定も慣行も存しないものと認められるとともに、法5条1号ただし書口又はハに該当するとすべき事情も存しないことから、同条1号の不開示情報に該当するものと認められる。

また、警察の情報収集能力、情報分析能力等に関する情報については、文書の件名と同様、秘匿されるべき警察の情報収集の着眼点及び能力を明らかにすることとなる内容が含まれていることから、これらを公にすることにより、情報収集活動等の対象団体から防衛措置を採られることとなるなど今後の警察の情報収集活動等に支障を生じるおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由のある情報と認められ、法5条4号の不開示情報に該当するものと認められる。

なお、文書A、文書B、文書C及び文書Dに記載された情報は、すべてが法5条1号の不開示情報であって特定個人を識別することができることとなる記述等の部分並びに警察の情報収集の着眼点及び能力を明らかにすることとなる同条4号の不開示情報に該当する記述等の部分から構成されており、部分開示の余地はないものと認められる。

以上のことから、文書A、文書B、文書C及び文書Dについて、諮問庁が、件名を含むそのすべてを不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、安全で安定した鉄道輸送を確保するという意味で公益性の高い立場にある特定労組と特定団体との関係は、社会の重大関心事であること、さらに、諮問庁が特定労組に特定団体が浸透しているとの国会答弁等を繰り返すことは、憲法で保障されている労働組合の権利を侵害するものであって根拠がなければそのような権利侵害は許されないものであるから、根拠を開示する公益性は高いこと等から、諮問庁は本件対象文書を開示すべきである旨主張しており、この主張は、法7条の公益上の理由による裁量的開示を求める趣旨とも解される。

しかしながら、本件対象文書に記載の情報についての不開示情報該当性は上記のとおりであり、本件対象文書について、異議申立人の主張する開示する必要性が、不開示とすることにより保護される利益を上回るものとは言えず、諮問庁が法7条の公益上の理由による裁量的開示をしなかったことに行政機関の長としての裁量権行使に逸脱又は濫用があったものとは認められない。

4 本件決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書について、法5条1号及び4号に該当するとして不開示とした決定は、妥当であると判断した。

第6 答申に関与した委員

吉村徳則、高木佳子、戸松秀典